



原子力オープンスクール小委員会規約

平成 28 年 4 月 27 日 第 3 回広報情報委員会承認

(目的・設置)

第 1 条 本規約は、広報情報委員会規程（0501）第 4 条にもとづき設置されるオープンスクール小委員会（以下、「小委員会」という）の役割と実施について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 小委員会は、委員長および委員をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げるものに広報情報委員会委員長が委嘱する。

- (1) 北海道，東北，北関東，関東・甲越，中部，関西，中国・四国，九州の支部から各 1 名
- (2) 広報情報委員会委員長が必要と認めたもの若干名

(委員長)

第 4 条 委員長は、広報情報委員会委員長が任命する。

- 2 委員長は必要に応じて小委員会を招集し、会務を総括する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は原則として 3 年とする。

(小委員会の任務)

第 6 条 小委員会は、次の各号に掲げる事項のほか、本会のオープンスクールに関する基本的事項を検討することを任務とする。

- (1) オープンスクール関連事業の推進
- (2) オープンスクール関連事業の統括
- (3) オープンスクール関連事業に関する調整

(報告)

第 7 条 小委員会は、小委員会の審議経過、結果を広報情報委員会に報告する。

(事業費)

第 8 条 オープンスクールの実施にかかる経費は、広報情報委員会に認められたオープンスクール事業費をもって負担する。

(オープンスクールの開催許可)

第9条 小委員会は、企画・提案されたオープンスクールについて、以下の条文に合致するものについて開催許可を与え、経費等を含め全体の企画・調整をする。

(担当組織，実行組織)

第10条 オープンスクールの開催担当組織（以下、「担当組織」という）は、本会本部，支部，部会，連絡会とし、これに所属する一つまたは複数の組織からなるボランティアな実行組織（以下、「実行組織」という）がこれを実施する。

(主催)

第11条 オープンスクールの主催者は、本会と支部とする。ただし、これを他の団体と共催することや他の団体が主催するものを後援することを妨げるものではない。

2 オープンスクールを他の団体等の協賛や後援を得て開催する場合には、実行組織は事前にオープンスクール小委員会の承認を受けるものとする。

(内容)

第12条 オープンスクールは生徒・学生，教師，一般市民を対象とし、担当組織，実行組織は、開催地，開催日時，立地環境等をふまえて、特色あるものとするよう努めるものとする。

2 オープンスクールは、学生の理科系離れ，特に原子力離れをくい止めるのに有益な教育的内容，また，一般市民に偏りのない，正しい知識を提供する教育的内容であるものとする。

3 実行組織は、オープンスクール実施後，その結果をすみやかに小委員会に報告する。

(改定)

第13条 本規約の改定は、広報情報委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか，小委員会の運営に関し必要な事項は，小委員会の定めるところによる。

附則

1 平成22年10月1日 第512回理事会制定（内規→規約へ変更），同日施行

2 改定履歴

① 平成24年9月6日 第1回広報情報委員会起案，平成24年9月14日 第11回理事会承認

② 平成26年5月26日 第2回広報情報委員会起案，平成26年5月28日 第7回理事会承認

③ 平成28年4月27日 第3回広報情報委員会承認，平成28年5月24日 第8回理事会報告

附則

- 1 平成 26 年 5 月 28 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 27 日改定の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。